

登録教習機関の廃止の公示について

下記の機関について、「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」第23条の2の規定により技能講習の業務の廃止の届出があったので、同省令第25条の3の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

1 廃止する登録教習機関

- (1) 名 称 福島国際交流事業協同組合
- (2) 住 所 福島県福島市栄町6番5号南條ビルA館5階
- (3) 代表者の氏名 代表理事 佐藤雄亮
- (4) 事務所の名称 福島国際交流事業協同組合
- (5) 事務所所在地 福島県福島市栄町6番5号南條ビルA館5階

2 廃止する技能講習の登録番号及び技能講習の区分

- 第245号 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
- 第247号 玉掛け技能講習
- 第248号 小型移動式クレーン運転技能講習
- 第250号 ガス溶接技能講習

3 廃止年月日 令和6年5月31日

令和6年6月6日

福島労働局長

